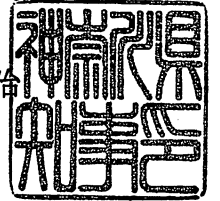


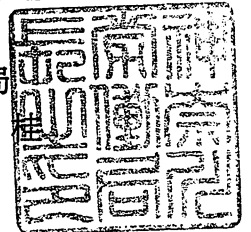
平成 22 年 12 月 28 日付けアクション・プランに基づき神奈川県と神奈川県労働局が一体的に雇用対策を実施するための協定

平成 24 年 5 月 9 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
横浜第二合同庁舎 8 階
厚生労働省神奈川県労働局
神奈川県労働局長 及川



神奈川県（以下「甲」という。）と厚生労働省神奈川県労働局（以下「乙」という。）は、平成 22 年 12 月 28 日付け閣議決定「アクション・プラン～出先機関原則廃止に向けて～」記の 2（3）に基づき、必要な雇用対策を一体的に実施するため、次のとおり協定する。

（基本理念）

第 1 条 甲と乙は、県民サービス及び利便性の向上を図るとともに、地域の実情に応じた雇用対策に資する観点から、この協定の実施について、互いに誠実に対応するものとする。

（用語の定義）

第 2 条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 中高年齢者とは、40 歳以上の求職者をいう。
- 二 生活困窮者とは、全年齢において、住居の喪失や生活資金不足等の理由により、求職活動又は生計の維持が困難な求職者をいう。

（一体的実施を行う施策等）

第 3 条 甲と乙は、次に掲げる事業を連携して一体的に実施する。

- 一 中高年齢者、生活困窮者に対する職業紹介、就業支援、生活支援相談、職業能力開発支援等
- 二 子育て中の女性等であって就職を希望している者に対する職業紹介・就業支援等及びワーキングマザーに対する就業継続支援等

- 2 甲及び乙は、甲及び乙が管理する施設等を、前項各号の事業を円滑に実施するために、担当部署を決定のうえ管理を行う。
- 3 甲及び乙は、それぞれの権限と責任に応じて、前項の施設の運営に必要な備品及び機器を設置する。当該施設の運営上必要な工事については、甲及び乙が協議して負担を決定する。

(拠点となる施設)

第4条 前条の事業実施の拠点となる施設は以下のとおりとする。

- 一 シニア・ジョブスタイル・かながわ（横浜STビル5階）
- 二 マザーズハローワーク横浜（横浜STビル16階）

(職業紹介、就業支援事業)

第5条 甲と乙は、前条第1項に規定する施設において、就業支援サービスを提供できるよう体制を整備することとし、予算の範囲内で、乙は以下の施設における職業紹介、就業支援を担当する職業相談員を配置する。

- 一 シニア・ジョブスタイル・かながわ

(職務内容)

- ・求職受理、職業相談、ハローワーク求人に係る職業紹介

2 甲は、予算の範囲内で、以下の施設における労働相談、カウンセリング等を担当する相談員等を配置する。

- 一 マザーズハローワーク横浜

(職務内容)

- ・労使紛争、労働条件、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の労働相談
- ・ワーキングマザー両立応援カウンセリング

(生活困窮者支援事業)

第6条 甲は、生活困窮者の就業による自立が促進されるよう、予算の範囲内で生活支援相談員の配置等体制を整備することとし、第4条第一号の施設等において生活困窮者支援事業を実施する。

(職業能力開発支援事業)

第7条 乙は、中高年齢者及び生活困窮者の職業能力付与に資するため、国、県、市、その他の機関の実施する職業訓練情報を収集し、第4条第一号の施設等において求職者へ情報提供を行う。

(個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、各拠点における業務において得られた個人情報については、甲及び乙がそれぞれ、担当部署を決定のうえ管理を行う。

(運営協議会)

第9条 甲及び乙は、各拠点における一体的運営体制の強化や雇用施策の協働に資するため、「神奈川県と神奈川労働局による一体的実施に係る運営協議会」（以下「協議会」と

いう。)を別に定めるところにより設置し、運営上の諸課題解決に向けた協議を行う。

(協議会の協議事項等)

第10条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 一体的実施に係る事業計画及び事業報告
 - 二 その他一体的実施事業の推進に向けて必要な事項
- 2 甲及び乙は、一体的実施事業の実施に関する重要事項及びこの協定の改正・廃止に関しては、協議会に諮らなければならない。

(目標設定及び業績評価)

第11条 協議会は、前条第1項第一号の事業計画を協議するに当たり、別表1の項目に関して、年度目標を定めるものとする。

- 2 協議会は、前条第1項第一号の事業報告の協議において、毎年度、事業実績の把握及び評価を行い、必要に応じて年度目標の見直しを行う。

(広報)

第12条 甲及び乙は、一体的実施事業に係る広報を恒常的かつ積極的に実施する。

(費用の分担)

第13条 第4条に規定する施設における事業の実施に要する費用負担等は以下のとおりとする。

一 シニア・ジョブスタイル・かながわ

- ・国の職業相談員(常駐)、国の職業訓練担当相談員(週2～3日程度)〈乙負担〉
- ・国の管理する職業紹介関連システム〈乙負担〉
- ・一体的実施を行うため、国の職業相談員等が使用する備品等経費〈乙負担〉
- ・上記以外の事業に係る費用及び施設運営費〈甲負担〉

二 マザーズハローワーク横浜

- ・労働相談員、キャリアカウンセラー等〈甲負担〉
- ・一体的実施を行うため、県の労働相談員等が使用する備品等経費〈甲負担〉
- ・上記以外の事業に係る費用及び施設運営費〈乙負担〉

(原状回復)

第14条 事業の全部又は一部が終了した場合、甲又は乙は、速やかに当該終了した事業に係る機器(自らの管理権限を有するものに限る。)の撤収に係る原状回復を行う。

(その他)

第15条 この協定に定めるもののほか、管理運営等に関する必要な事項は、その都度、甲、乙協議のうえ、決定する。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 この協定は2通作成し、甲、乙それぞれ各1通を保管するものとする。

別表 1

第 11 条関係

- (1) 就職を希望する中高年求職者の就職率
- (2) 住居・生活支援対象者の就職率
- (3) 就職を希望する女性の就職率